

奈良県告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称及び所在地

南都ディーシーカード株式会社

生駒市東生駒一丁目六一番地七

二 納付させる歳入

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップにおいて販売する物品の売払代金のうちクレジットカードを利用して納付するもの

三 納付事務の取扱開始日

平成三十年五月十二日